

人と動物の共生をめざして

業務案内



一般財団法人滋賀県動物保護管理協会

〒520-3252



滋賀県湖南市岩根 136-98

☎ 0748-75-6522

Fax 0748-75-3295

E-mail: sapca@beach.ocn.ne.jp

Web で [滋賀県動物保護管理協会](#) で [検索](#)

2017/4/1 作成

沿革

- 昭和25年 狂犬病予防法施行
- 昭和43年 滋賀県犬取締条例施行
- 昭和49年 動物の保護及び管理に関する法律施行
- 昭和52年 滋賀県が野犬等の捕獲・抑留・運搬業務を社団法人滋賀県獣医師会に委託
- 昭和59年 滋賀県、7市、43町村及び社団法人滋賀県獣医師会により財団法人滋賀県動物保護管理協会を設立、滋賀県から動物管理業務を受託
- 昭和63年 動物愛護週間行事として「動物フェスティバル」を開催（平成21年度まで県補助事業として開催）
- 平成6年 滋賀県動物の保護および管理に関する条例（犬取締条例の廃止）の制定
- 平成7年 賛助会員制度を創設する。
動物愛護の普及啓発事業を拡大し実施
（動物愛護思想の高揚及び不幸な動物をふやさない運動の推進）
- 平成12年 「動物の保護及び管理に関する法律」が「動物の愛護及び管理に関する法律」に改正
- 平成17年 「動物フェスティバル」を「動物愛護フェスティバル」に改称
動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正
- 平成21年 大津市の中核市移行にともない、大津市動物愛護センターが設立され、動物管理業務が滋賀県及び大津市からの受託となる。
- 平成22年 県が「動物愛護のつどい」を開催
- 平成23年 自主事業として「動物愛護のつどい」を開催
- 平成25年 公益法人制度の改正に伴い、一般財団法人滋賀県動物保護管理協会となる
公益社団法人滋賀県獣医師会と一般財団法人滋賀県動物保護管理協会が主催で「2013しが動物フェスティバル」を開催
- 平成27年 公益社団法人滋賀県獣医師会主催、一般財団法人滋賀県動物保護管理協会共催で「2017しが動物フェスティバル」を開催

設置目的

動物の愛護・保護及び適正な飼養についての県民の理解と関心を深めるとともに、滋賀県内の動物管理に関する施策に協力し、もって人と動物の共存する豊かな社会環境づくりに寄与する。

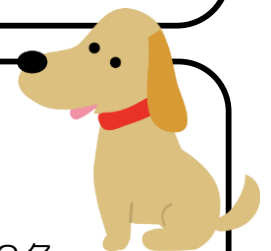
組織

役員構成

評議員 7名
理事 9名 監事 2名

職員構成

職員 7名 非常勤職員 3名



仕事の内容

動物の愛護及び適正な飼養により、人と動物が共生できる社会づくりをめざし、動物の習性・特性に関する専門性・技能・経験を生かして、動物愛護の普及啓発事業に取り組むため、次の事業を行っています。

【1】動物愛護啓発事業

①適正飼養等の相談対応の実施

- ◇ 犬猫の基礎的な正しい飼い方やしつけ方に関する電話相談の対応

②動物愛護推進事業の実施

- ◇ 動物愛護のつどい・しが動物フェスティバルの開催
- ◇ リーフレット等による不妊去勢手術や個体識別措置を推進する啓発
- ◇ 動物慰霊祭の開催
- ◇ 犬・猫の適正譲渡事業の推進

③情報発信事業の実施

- ◇ 動物愛護に係る広報（広報紙：わんにゃん広場）の発行
- ◇ 協会HP等による新しい飼い主探し（わんにゃん掲示板）の提供
- ◇ 協会HPによる滋賀県動物保護管理センターに収容されている犬猫の情報・譲渡対象犬猫の公開
- ◇ 犬猫の適正飼養に関する講座などの情報提供

④調査研究事業等の実施

- ◇ より適切な譲渡事業を展開するため、譲渡した犬猫の現在の飼養状況等を調査

【2】動物保護管理業務の推進

①滋賀県動物保護管理業務

- ◇ 犬および猫による苦情処理業務
- ◇ 所有者不明等の犬の収容、引取り業務
- ◇ 各市町、各保健所、各警察署に引き取られた犬猫の回収業務（拾得物対応となった愛護動物を含む。）や保健所犬舎等の清掃業務（大津市を除く。）
- ◇ 滋賀県動物保護管理センター窓口における犬猫の引取り業務の支援
- ◇ 犬猫の不適正飼養に対する指導助言業務
- ◇ 犬猫に係る負傷動物収容業務
- ◇ 動物愛護普及啓発業務（犬のしつけ方教室・犬、猫の正しい飼い方講習会・譲渡事業・出前講座・動物なかよし教室・動物飼養相談・夏休み体験教室や動物取扱責任者講習会の受付等・狂犬病予防注射会場での啓発）
- ◇ 滋賀県動物保護管理センターで飼養、保管している動物の飼養管理
- ◇ 滋賀県動物保護管理センターで供用している施設の維持管理
- ◇ 特定動物逸走時の収容業務
- ◇ 業務に使用する具貸与物品の管理
- ◇ その他の保護管理業務

②大津市動物保護管理業務

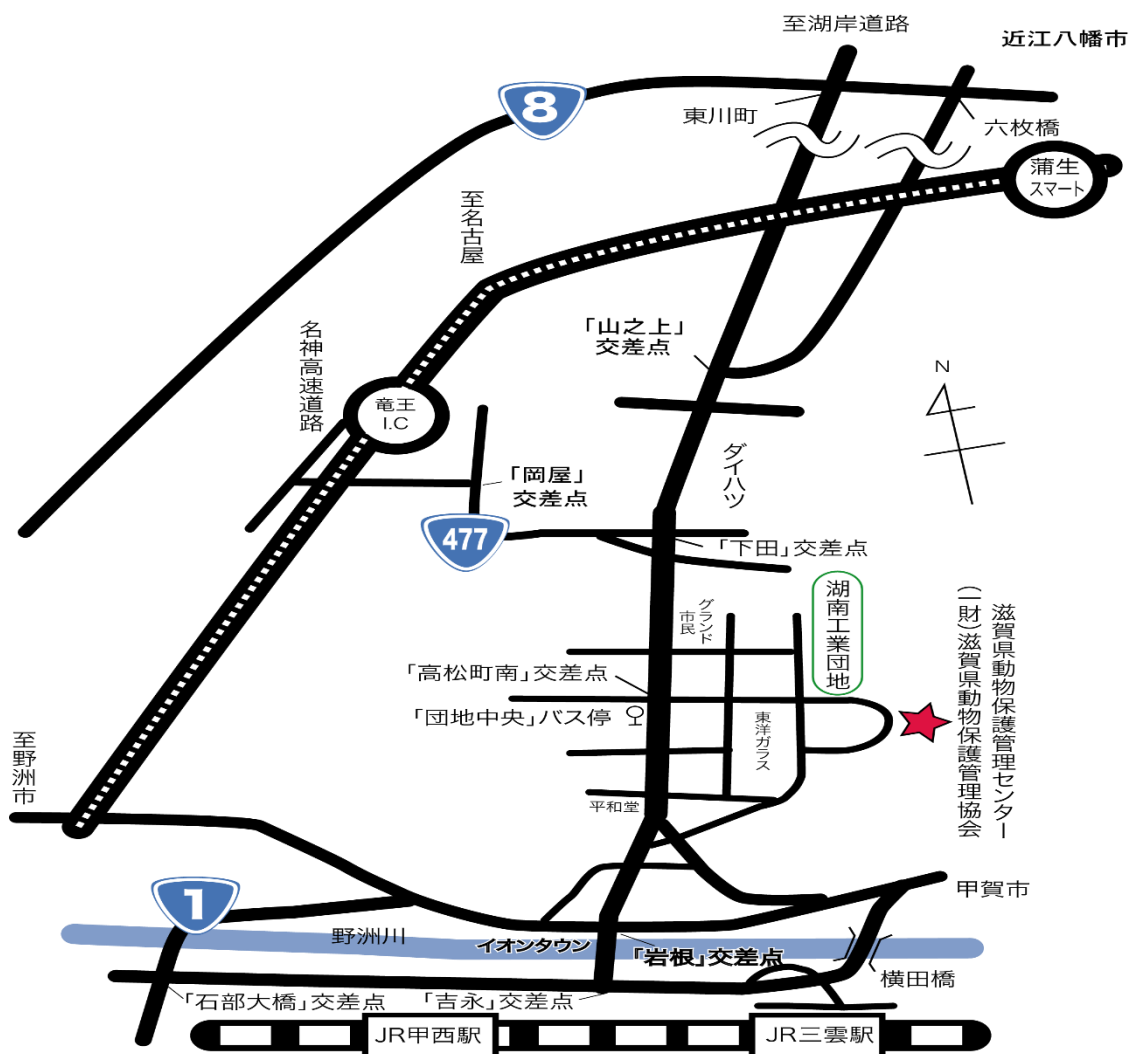
- ◇ 緊急対応





犬猫を飼育する場合は、次のことを守りましょう！

- ・ 飼ったら終生飼育しましょう。
- ・ 犬は、狂犬病予防法に基づき、生涯1回の登録と毎年1回の狂犬病予防注射を必ず受けましょう。
- ・ 放し飼いはやめましょう。
- ・ 猫は、室内飼育をしましょう。
- ・ 不幸な子犬・子猫を増やさないよう避妊・去勢手術を受けましょう。
- ・ マナーをよく守り近所迷惑をかけないようにしましょう。



JR草津線 三雲駅よりバス10分「団地中央」下車 徒歩25分
竜王インターチェンジより7km (車で15分)
国道一号線岩根交差点より3.7km(車で7分)